



南北朝期室町幕府官制の研究

山本, 康司

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

2019-03-25

(Date of Publication)

2026-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7358号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007358>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



論文内容の要旨

論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)

南北朝期室町幕府官制の研究

氏 名 : 山本 康司

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程社会動態専攻

指導教員氏名 (主) 市澤 哲 教授
(副) 古市 晃 准教授
(副) 樋口 大祐 教授

博士論文要旨

論文題目 南北朝期室町幕府官制の研究

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程社会動態専攻
山本 康司

本稿は、南北朝期の室町幕府官制の研究を通じて、室町幕府政治の特質を明らかにするものである。幕府官制とは、引付方や侍所などの機関を含む幕府組織の体系を指す。先行研究では、検討対象が細分化される傾向にあるが、いまだに研究者によって見解の相違があり、再検討の余地が残されている。個別機関や手続きに関する正確な議論が必要である。その正確な議論の上で、個別の成果を踏まえつつ、総合的・体系的な視点から幕府政治のあり方を明らかにすることを目的とする。

第一章「南北朝期室町幕府の恩賞方と仁政方」では、恩賞方と仁政方を取り上げ、室町幕府の恩賞業務のあり方と裁判機関における権限分掌のあり方、恩賞と訴訟の移管関係について論じた。恩賞方は職務は恩賞給付を扱う機関であり、幕府財政を司る政所と人的・機能的な繋がりを有したこと、恩賞方は恩賞地に関する訴訟や申請を受理すると①理非糺明が必要な案件と②理非糺明が不要な案件に分類し、①は引付方へ移管した上で理非糺明・裁許が行われ、②の場合は恩賞方において理非糺明を必要としない施行状の発給が行われたことを指摘した。また、仁政方は「重事」の案件を将軍自らが理非糺明・裁許を行う訴訟機関であったことを指摘した。従来の研究では訴訟対象(所務沙汰・雑務沙汰・侍所沙汰など)により訴訟機関が使い分けられていたことが指摘されてきたが、仁政方は「重事」という訴訟の重要度という基準によって用いられたことが明らかになった。

第二章「特別訴訟手続考」では、第一章で行った訴訟手続きを踏まえた上で、特別訴訟手続の再検討を目的とした。特別訴訟手続とは、所領を押領されたという訴人の申し立てに対して、審理手続きを省略して、訴人に論所安堵の判決を下すことであるが、従来、特別訴訟手続は将軍親裁の問題として論じられており、義詮の御前沙汰で行われるものと理解されていた。しかし、先行研究で特別訴訟手続の根拠とされている史料の再検証を行い、特別訴訟手続が御前沙汰で行われるものではなく、引付方などの一般的な訴訟ルートの上で生じるものであったこと、特別訴訟手続が当知行や証文などの「切り札」により発動する手続きであったことを明らかにした。室町幕府訴訟制度の特徴とされていた特別訴訟手続の通説を塗り替えることにより、新たな論点や成果へつながると考えられる。

次に、第三章から第五章では、先行研究で論じられることの少なかった政所を取り上げた。第三章「南北朝期室町幕府政所の基礎的考察」では、まず、政所執事就任者や就任期間を確定させ、政所の構成や政所職員の権限分掌を論じた。政所職員の階層ごとに身分差や権限差があり、階層間での人の入れ替わりは乏しかったことを指摘した。また、御所奉行や御殿奉行についても論じた。

第三章で確定した事実をもとに第四章・第五章の分析を行った。第四章「南北朝期室町幕府政所の長官について」では、政所職員の発給文書の分析を行った。文書様式、特に書止文言に注目し、政所の構成を論じた。その検討を通じて、室町幕府政所の長官は政所執事ではなく、執事(管領)と佐々木導誉であったことを明らかにした。

第五章「伊勢貞継の政所執事就任とその影響」では、政所執事就任者が二階堂氏から伊勢氏に変わった背景や、それによる影響を検討した。伊勢氏は鎌倉時代から足利氏の被官であったが、伊勢氏のなかの複数の家筋において伊勢貞継の家系が嫡流ではなかったこと、観応擾乱以後、伊勢貞継は義詮の近習となり、義詮子の義満の養育者となったこと、伊勢

(注) 4, 000字程度(日本語による)。必ずページを付けること。

論文審査の結果の要旨

氏 名	山 本 康 司
論 文 題 目	南北朝期室町幕府官制の研究
要 旨	本論文は、南北朝期の室町幕府官制の研究を通じて、室町幕府政治の特質を明らかにすることを目的としている。本論文で言う幕府官制とは、引付方や侍所などの機関を含む幕府組織の体系を指す。先行研究では、検討対象となる機関ごとに細分化して研究が進められる傾向にあるが、本論文は諸機関のあり方を、体系性（職務の親近性と連携）と動態（内乱、政変などによる担い手の変化）の二つの視点から分析しようとするものである。また、そのためには発給文書の集積に基づいた、諸機関の構成メンバー、職務についての精度の高い議論が必要であるが、本論文のもう一つの目的は、官制研究の基礎となる当該期室町幕府諸機関の発給文書の確定にある。 第一章「南北朝期室町幕府の恩賞方と仁政方」では、恩賞方と仁政方を取り上げ、室町幕府の恩賞業務のあり方と裁判機関における権限分掌のあり方、恩賞と訴訟の移管関係について論じている。恩賞方は恩賞給付を扱う機関であり、幕府財政を司る政所と人的・機能的な繋がりを有したこと、恩賞方は恩賞地に関する訴訟や申請を受理すると①理非糾明が必要な案件と②理非糾明が不要な案件に分類し、①は引付方へ移管した上で理非糾明・裁許が行われ、②の場合は恩賞方において理非糾明を必要としない施行状の発給が行われたことを指摘する。また、仁政方は「重事」の案件を將軍自らが理非糾明・裁許を行う訴訟機関であったことを指摘した。従来の研究では訴訟対象（所務沙汰・雑務沙汰・侍所沙汰など）により訴訟機関が使い分けられていたことが指摘されてきたが、仁政方は「重事」という訴訟の重要度によって用いられたことを明らかにしている。 第二章「特別訴訟手続考」 特別訴訟手続とは、所領の押領を訴える申し立てに対して、審理手続きを省略して、訴人に論所安堵の判決を下すことである。従来、特別訴訟手続は將軍親裁の問題として論じられており、二代將軍足利義詮の御前沙汰で行われるものと理解されていた。これに対して本論では、先行研究で特別訴訟手続の根拠とされている史料の再検証を行い、特別訴訟手続が御前沙汰で行われるものではなく、引付方などの一般的な訴訟ルートの上で生じるものであったこと、特別訴訟手続が当知行や証文などの「切り札」により発動する手続きであったことを明らかにした。これによって、室町幕府訴訟制度の特徴とされていた特別訴訟手続が、室町將軍の親裁ではなく、鎌倉幕府訴訟制度の継承という観点から論じられるべきことを明快に指摘した。 次に、第三章から第五章では、先行研究で論じられることの少なかった政所を取り上げている。第三章「南北朝期室町幕府政所の基礎的考察」では、まず、政所執事就任者や就任期間を確定し、政所の構成や政所職員の権限分掌を論じている。政所職員の階層ごとに身分差や権限差があり、階層間での人の入れ替わりは乏しかったことを指摘した。また、「政所」が御所奉行や御厩奉行と近親関係にあることについても論じている。 政所研究が低調である理由は、その発給文書が確定されていないことにある。第四章「南北朝期室町幕府政所の長官について」では、その欠を埋めるべく、政所職員の発給文書の分析が行われている。文書様式、特に書止文言に注目し、政所の構成を論じ、室町幕府政所の長官は政所執事ではなく、政所別当たる執事（管領）と佐々木導誉であったことを明らかにし、通説を大きく修正する。
主 査 記 載 氏 名 ・ 印	市 澤 哲

貞継は義詮近習・義満養育者としての立場を子孫に継承させるために政所執事に就任したことを指摘した。また、伊勢貞継の政所執事就任に伴い、①兼帯役職の変化（政所執事・御所奉行・御厩奉行の分担→伊勢氏による政所執事・御所奉行・御厩奉行の独占）、②巻数請取状の変化などが生じていた。これらの変化は、政所執事の同輩集団の弱体化＝伊勢氏の世襲の実現や、鎌倉幕府において評定衆を担っていた二階堂氏と足利氏の被官であった伊勢氏の身分差の調整のために必要な変化であった。

第六章「南北朝期室町幕府の政権構造」では、幕府機関において機能的・人的な繋がりがあったことを踏まえ、総合的な視点から政権運営のあり方の分析を行った。二頭政治期（師直期）の幕府機関の運営は高・上杉氏の家人集団によって担われており、観応擾乱以前の室町幕府が鎌倉時代における足利氏の家政運営のあり方と鎌倉幕府における幕府運営のあり方に規定されていたこと、観応擾乱以前では、幕府機関の支配を行う高・上杉氏と、守護職の支配を行う足利庶家・外様という棲み分けが行われていたことを指摘した。その後、観応擾乱によって高・上杉氏が壊滅的な被害を蒙り、守護職就任者が幕府運営に参入することになった。そのあり方に関しては、観応擾乱での戦功や、観応擾乱に伴う尊氏の鎌倉下向と上洛が大きな影響を与えた。尊氏死後は義詮のもとで戦功をあげた人物が幕府運営の中核を構成することになったが、彼らは相互の繋がりが弱いため、その内部での対立が生じ、執事の失脚へと展開した。また、評定参加者は固定されていたために、観応擾乱の終息による南朝からの帰参や在京者の増加により、有力者でありながら評定に参加できない人物を発生させることになった。それを解決するためにとられたのが寄合＝大名の意見・衆議の活活化であった。これは大名による負担の拡大と連動しており、貞治年間以降、大名が幕府運営を担う体制へと移行することになった。

補論「阪本龍門文庫所蔵「舍利講式」紙背文書の基礎的考察―「六条八幡新宮神宝舞装束并楽器等目録」を中心に―」では、阪本龍門文庫所蔵の「舍利講式」紙背文書の翻刻を行い、「六条八幡新宮神宝舞装束并楽器等目録」（「神宝目録」）の作成目的や過程を中心に検討を行った。「神宝目録」は六条八幡宮別当の三寶院賢俊が舞装束等の勧進を行うために作成したものであり、「神宝目録」作成の背景に暦応五年（一三四二）二月の六条八幡宮宝蔵の炎上とそれによる舞装束をはじめとした源頼朝奉獻の神宝の焼失があったことを明らかにした。頼朝奉獻の神宝の焼失は、六条八幡宮のみならず、草創期の室町幕府の正当性にとって重要な問題であったため、足利尊氏・直義と賢俊の連携によって神宝の回復事業が展開し、また、この事業と平行して、散逸していた源頼朝寄進状の取り戻しも行われた。

第一章から第五章までは個別の機関や手続きを中心に検討を行い、第六章はそれらの成果を踏まえた上での体系的・総合的な視点から分析を行い、南北朝期室町幕府の特質について論じた。南北朝期室町幕府の特質として鎌倉幕府の制度・職員の継承と鎌倉時代にあった足利家の運営のあり方（特に足利氏被官のあり方）の共存が指摘できる。また、このような室町幕府のあり方は観応擾乱やそれ以後に行われた南朝との戦いによって変化しており、足利氏被官の滅亡や、守護クラスの人物の政治参加、將軍養育者となった伊勢氏の台頭、鎌倉幕府の側面の排除が生じている。これらの変化は段階的に成立しており、戦乱と新たな体制の創出が交互に繰り返されていた。

南北朝期室町幕府の研究において、個別的な機関・手続きの研究とそれを幕府政治史のなかに位置付けるという作業、さらに、南北朝期の室町幕府の変化を長期的にみる視点が重要なのである。

第五章「伊勢貞継の政所執事就任とその影響」では、従来ほとんど論じられなかった政所執事就任者が二階堂氏から伊勢氏に変わった背景や、それによる影響を検討している。伊勢氏は鎌倉時代から足利氏の被官であったが、伊勢氏のなかの複数の家筋があり、伊勢貞継の家系が嫡流ではなかったこと、観応擾乱以後、伊勢貞継は義詮の近習となり、義詮子の義満の養育者となったこと、貞継は義詮近習・義満養育者としての立場を子孫に継承させるために政所執事に就任したことを指摘している。また、伊勢貞継の政所執事就任に伴い、①兼帯役職の変化、②巻数請取状の変化などが生じていたとする。これらの変化は、政所執事の「同輩集団」の弱体化＝伊勢氏の世襲の実現や、鎌倉幕府において評定衆を担っていた二階堂氏と足利氏の被官であった伊勢氏の身分差の調整のために必要な変化であったとする。

第六章「南北朝期室町幕府の政権構造」では、幕府の諸機関が機能的・人的な繋がりを持ち、体系性をもっていたことを踏まえ、一～五章の成果をまとめつつ通史的な叙述を試みている。観応擾乱以前の室町幕府が、鎌倉時代における足利氏の家政運営のあり方と鎌倉幕府における幕府運営のあり方に規定され、幕府機関を支配する高・上杉氏と、守護職の支配を行う足利庶家・外様という棲み分けがあったことを指摘する。その後、観応擾乱で高・上杉氏勢力が衰退すると、義詮のもとで戦功をあげた人物が幕府運営の中核を構成することになったが、彼らは高氏が族的な繋がりを利用して諸機関を束ねていたことと比べると相互の繋がりが弱く、内部で対立が生じ、政変が頻発したとする。また、評定は参加者が固定されていたために、観応擾乱の終息による南朝からの帰参者や在京大名の増加により、有力者でありながら評定に参加できない人物を生み出した。そしてそれを解決するためにとられたのが寄合＝大名の意見・衆議の活発化で、その延長線上に貞治年間以降、大名が幕府運営を担う体制が形成されることになったと結論づける。

補論「阪本龍門文庫所蔵「舍利講式」紙背文書の基礎的考察―「六条八幡新宮神宝舞装束并楽器等目録」を中心に―」では、阪本龍門文庫所蔵の「舍利講式」紙背文書の翻刻を行い、「六条八幡新宮神宝舞装束并楽器等目録」（「神宝目録」）の作成目的や同目録の機能を検討している。同目録は六条八幡宮別当の三宝院賢俊が舞装束等の勧進を行うために作成したものであり、「神宝目録」作成の背景に暦応5年（1342）2月の六条八幡宮宝蔵の炎上とそれによる舞装束をはじめとした源頼朝奉獻の神宝の焼失があったことが明らかにされている。また、この事業と平行して、散逸していた源頼朝寄進状の取り戻しが行われたことを指摘し、成立期室町幕府における頼朝の政治的利用についても明らかにしている。

以上、本論は、個別機関別に研究が重ねられてきた南北朝期室町幕府諸機関について、体系性と動態を重視し、鎌倉期足利家の家政、鎌倉幕府官僚制の継承、内乱の展開による諸機関の担い手の変容の3つの要素の関係からその編成と変遷を明らかにした点が評価される。また、選択の基準を明らかにした上で集積された、機関別の発給文書データは、今後の室町幕府研究に大いに貢献すると考えられる。以上の審査結果に鑑み、本審査委員会は、学位請求論文提出者山本康司が、博士（文学）の学位を授与されるに足る資格を有するものと判断した。

審査委員

区 分	職 名	氏 名	区 分	職 名	氏 名
主 査	教授	市澤 哲	副 査	准教授	河島 真
副 査	教授	奥村 弘	副 査	准教授	古市 晃
副 査	教授	綿貫 友子			